

(資料作成：真田)

子ども・子育て支援法

附則 第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

● 子ども・子育て支援新制度施行後、放課後児童クラブの予算は急増している
新制度前の2014年度予算 332億円 → 2023年度予算 1,205億円 (約3.6倍化)

(注) 子ども・子育て支援新制度に必要な費用は、消費税増税分から財源を確保する。消費税増税分には、地方消費税の増税もあり、地方自治体の負担分(市町村・都道府県ともに3分の1を負担する)の財源もこれで確保されている。

・ 放課後児童支援員の処遇改善にあてられる補助金が増えています

- (1) 【2015年度～】放課後児童支援員等処遇改善等事業
- (2) 【2017年度～】放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
- (3) 【2021年度～】放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)

(注) 補助金の活用にあたっては一定の要件を満たす必要があります。

(注) 活用している補助金は市町村や放課後児童クラブによって異なります。

(注) 詳細を確認したい場合には実施要綱等を確認してください。

・ 放課後児童支援員の資質向上のための現任研修の体系化が図られ、計画的な研修が実施されています

(参考) 「放課後児童クラブ運営指針」でも示されている「常勤化」の必要性

第4章 放課後児童クラブの運営 1. 職員体制

- (3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要なとなる時間を前提として設定されることが求められる。